

第 1 1 回 新宿区協働支援会議次第

令和3年10月26日（火）午前10時
新宿区役所本庁舎6階第2委員会室
（オンライン会議）

1 開 会

2 議 事

- （1） 民間提案制度について
- （2） 一般事業助成について
- （3） その他

3 次回開催について

第13回協働支援会議

令和3年11月16日（火）

議題：一般事業助成について

4 閉 会

5 配付資料

- 〔資料1〕 新宿区民間提案制度について
- 〔資料2〕 一般事業助成 委員意見取りまとめ・事務局案
- 〔再配布〕 協働推進基金助成金のあり方検討について
- 〔再配布〕 一般事業助成 制度のメンテナンスの方向性(案)

令和 3 年 10 月 26 日
協働支援会議資料
総合政策部行政管理課

新宿区民間提案制度について

新たな行政課題や多様化する区民ニーズに対応するとともに、質の高い行政サービスの提供と業務の効率化を図り、民間事業者、NPO 法人、任意団体等（以下、「民間事業者等」という。）の柔軟な発想や専門性を幅広い分野で活かしていくため、下記のとおり、新宿区民間提案制度（以下、「民間提案制度」という。）を令和 4 年度から導入する。

記

1 民間提案制度について

令和 4 年度から実施を予定する民間提案制度について、制度の基本的な内容を定める「新宿区民間提案制度実施要綱」（以下、「民間提案制度実施要綱」という。）を別紙 1 のとおり制定する。なお、制度の概要については以下のとおり。

(1) 制度の目的

民間事業者等から、柔軟な発想や専門性を活かした事業提案を募集し、民間事業者等と区との役割を分担しながら、より質の高い行政サービスの提供と業務の効率化や財政負担の軽減につなげることを目的とする。

(2) 対象となる事業提案

区が実施している事業及び区が提起する課題に対する提案のうち、以下のいずれかに該当するものとする。

ア 「区民サービスの向上」の実現につながるもの。

イ 「効果的・効率的な業務の推進」につながるもの。

ウ 「経費の削減」や「新たな歳入の確保」等により財政の負担軽減に資するもの。

(3) 事業提案できる者

民間事業者等のうち、提案する事業の十分な業務遂行能力を有している者（個人を除く。）とする。

(4) 事業提案の募集

事業提案の募集については、募集要領を定めて実施する。

(5) 提案評価委員会の設置

事業提案に対する評価を行うため、新宿区民間提案制度提案評価委員会（以下、「提案評価委員会」という。）を設置する。提案評価委員会の組織、運用に関しては別途要綱を定める。

(6) 提案の評価

提案評価委員会において、独自性、区民サービスの向上、効果的・効率的な業務の推進、区財政の負担軽減、実現性等の視点を踏まえ、別に定める評価基準に基づき事業提案の評価を行う。

(7) 結果の公表

区は、提案を採用した事業（以下、「採用事業」という。）について、区公式ホームページで公表する。

(8) 採用事業の実施について

区は、採用事業について、事業実施に向けた所要の調整を行う。

(9) 実施事業者の選定

採用事業の実施事業者は、原則としてプロポーザル方式により選定する。

ただし、採用事業の提案者については、選定時にインセンティブを付与する。

なお、公募による事業者の選定に適さない事業については、提案者を実施事業者として選定することができる。

2 今後のスケジュール(予定)

11 月 民間提案制度実施要綱の決定

12 月～ 民間事業者等への周知

4 月 1 日 民間提案制度実施要綱の施行

新宿区民間提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者、NPO 法人、任意団体等（以下、「民間事業者等」という。）の柔軟な発想や専門性を活かした事業提案を募集する新宿区民間提案制度（以下、「本制度」という。）の実施について必要な事項を定める。

(本制度の目的)

第2条 本制度は、民間事業者等から、柔軟な発想や専門性を活かした事業提案を募集し、民間事業者等と新宿区（以下、「区」という。）との役割を分担しながら、より質の高い行政サービスの提供と業務の効率化や財政負担の軽減につなげることを目的とする。

(対象となる事業提案)

第3条 本制度の対象となる事業提案は、区が実施している事業（以下、「既存事業」という。）及び区が提起する課題に対する提案のうち、「区民サービスの向上」の実現につながるもの若しくは「効果的・効率的な業務の推進」につながるもの又は「経費の削減」や「新たな歳入の確保」等により財政の負担軽減に資するものとする。

(事業提案の募集)

第4条 前条に規定する事業提案の募集については、別に定める。

(課題等の公表)

第5条 区は、既存事業及び区が提起する課題等を公表し、民間事業者等に対する本制度の活用促進に努めるものとする。

(事業提案できる者)

第6条 本制度に基づき事業提案できる者は、民間事業者等のうち、提案する事業の十分な業務遂行能力を有している者（個人を除く。）とする。

(相談窓口の設置)

第7条 区は、総合政策部行政管理課に「民間提案制度相談窓口」（以下、「相談窓口」という。）を設置し、本制度の利用に当たっての相談等を受け付ける。

(事前協議)

第8条 区は、前条で規定する相談窓口で事業提案を予定する者（以下、「提案予定者」という。）から、事業の構想段階で協議（以下、「事前協議」という。）を受け付ける。

2 区は、事前協議を受け付けた場合、財政状況等を踏まえた事業の実現可能性を検討し、提案予定者に検討結果を情報提供する。

(提案評価委員会)

第9条 区は、本制度による事業提案に対する評価を行うため、新宿区民間提案制度提案評価委員会（以下、「提案評価委員会」という。）を設置する。

2 提案評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別途要綱で定める。

(事業提案の受付)

第 10 条 区は、相談窓口において事業を提案する者（以下、「提案者」という。）から事業提案を受け付ける。

2 区は、提案者からの提案資料の確認を行い、事業提案内容が不明確である場合、又は金額が提案内容に対して過大である場合等に提案者に対して提案資料の補正を求めることとする。

(事業提案の評価等)

第 11 条 区は、第 9 条に規定する提案評価委員会において、独自性、区民サービスの向上、効果的・効率的な業務の推進、区財政の負担軽減、実現性等の視点を踏まえ、別に定める評価基準に基づき事業提案の評価を行う。

2 区長は、前項の規定による提案評価委員会での評価を踏まえ、事業提案の採否を決定する。

(結果の公表)

第 12 条 区は、提案を採用した事業（以下、「採用事業」という。）について、区公式ホームページで公表する。

2 前項の規定による公表に関し必要な事項は、別に定める。

(採用事業の実施)

第 13 条 区は、採用事業について、事業実施に向けた所要の調整を行う。

(実施事業者の選定)

第 14 条 区は、採用事業について、以下の方法により実施事業者を選定する。

(1) 原則として、プロポーザル方式による。

ただし、採用事業の提案者については、別に定めるインセンティブを付与する。

(2) 前号の規定にかかわらず、公募による事業者の選定に適さない事業については、提案者を実施事業者として選定することができる。

(知的財産権の侵害防止等)

第 15 条 区は、提案内容に係る知的財産権を侵害しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区は、採用事業に係る提案内容について、当該事業の実施に必要な範囲で区が使用することを提案者に求めることができる。

(職員の意識啓発)

第 16 条 区は、本制度を円滑に運用するため、職員に対する研修を実施する等、職員の意識啓発に努めるものとする。

(補足)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

一般事業助成 委員意見取りまとめ・事務局案

	項目	各委員意見	ご意見を踏まえた事務局案	ご意見への事務局の考え
1	目的	1 団体育成の側面を盛り込むならば、以降の項目もこれに連動する必要がある。 2 「福祉」という言葉が高齢福祉を意味するように見えるため、区民にも分かりやすい言葉に変更してほしい。 3 活動助成と団体育成を別の制度として運用すべき。また、その団体育成の目的の明確化が必要。例えば、①団体立ち上げ時の一時的な負荷に対する助成、②コロナ禍等による一時的な経営悪化に対する助成、③活動拡充に対する持続的な助成、④運営能力向上に資する教育研修やコンサルティングの導入に伴う一時的な費用助成等。 4 「…NPO等団体の事業を運営する能力を伸ばす支援を行う。」を「…NPO等団体が経営基盤の強化および事業の拡大を志向し、バランスのとれた事業活動を継続して行えるための支援を行う。」とする。 ☆団体の支援が加わったことを広く伝わるような周知の工夫をしてほしい。 (助成目的の明確化(「福祉」という言葉の整理)2・4、一般事業助成の中での制度の区分化3、制度変更の周知の強化☆)	「協働推進基金」を活用し、地域課題の解決による区民の福祉向上を目的とした社会貢献活動へ助成するとともに、NPO等団体の事業を運営する能力を伸ばす支援を行う。 ↓ 協働推進基金を活用し、地域課題の解決により区民の生活をより良くすることを目的とした社会貢献活動へ助成するとともに、NPO等団体が事業の拡大を志向し、バランスのとれた事業活動を継続して行えるための支援を行う。	1 他の項目についても、併せて検討します。 2・4 ⇒ 左記のとおり 3 区では平成15年度に実施した「補助金制度の見直し」において、すべての補助金について点検を行い、団体運営助成を廃止し、団体活動助成のみとすると、区の方針を整理しています。このため、団体に対し財政援助を直接的に行うのではなく、事業の実施を通じて、団体には自分たちに合った事業手法や運営方法を模索してもらいたいと考えています。こうしたことから、別々の制度とはせずに「地域課題の解決」と「団体の育成」の2つの目的を同時に果たすことを目指せるような制度としたいと考えています。 ☆ 広報や区のホームページ、SNS等で周知していますが、NPOの方々に届く手段、目を留めてもらえる内容について、工夫していきたいと思います。
2	対象活動	従来どおりで問題なし		
3	対象団体	1 団体育成を目的とする以上は一定の地域要件追加はやむをえないが、極力柔軟な条件を望む。 2 応募直前に新宿に移っていった団体が区の課題を把握できない可能性があるため、事務所の登記、代表者の在住期間などの縛りを入れるべき。 3 「団体育成」についてはその効果や妥当性の検証が定量化しにくい面があることが懸念されますので、その意味でも制度を分けて、「団体育成」の対象団体選定においてはより検証可能な基準を適用するなどの対応策が必要ではないか。 4 地域要件を「主たる事業所が区内または、代表者が区民等」から「主たる事業所および活動の場が区内または、代表者が区民等」にしてはどうか。 (地域要件の追加1・4、地域要件の内容の整理2・3)	地域要件(主たる事務所が区内または、代表者が区民等)の追加。 ↓ 地域要件を追加せず、現行制度のまま変更なし。	1、4 ⇒ 左記のとおり 併せて考えますと、現行のままとすることが最良と思います。 2 在住期間等に制限を設けた場合、期間の確認書類として代表者の居住地であれば住民票等、事務所所在地であれば登記簿謄本の提出が必要かと思われます。しかし、任意団体のように登記簿謄本がない、何らかの理由により住民票を置かずに住している場合など、添付する確認書類が揃わないことも想定されます。一方で、団体概要書等申請書類に記載欄を設け、その内容に虚偽がないことを前提とすることもできるかと思いますが、確認しないのであれば要件を付す必要もないのではないかと思われますので、現行のままとし、地域要件の追加は行わない方向としたいと考えています。 3 順番1「目的」のところで触れましたとおり、今回は制度を分けずに実施したいと思います。
4	対象経費交付額	1 大枠は変えづらいと思うが、継続事業の場合の助成率1/2は団体にとってかなりの負担となる。団体育成も目的に入るのに伴い、組織基盤や事業実施体制の強化につながる経費も対象とするなどの対応が必要、特に1年目はより柔軟に。また、一方で人件費やファンドレイジング費、コロナ対策費等の導入に伴い、予算書が複雑化している ので、簡素化も必要。 2 コロナ対策費はニューノーマルの定着を踏まえ、10/10ではなく、2/3としても良いのではないか。タイミングとしては令和4年度からが自然と考える。 (継続事業の場合の助成率の取り扱い1、コロナ対策経費の助成率の取り扱い2)	1年目及び2年目以降の継続事業の助成率、新型コロナウイルス感染症対策経費の助成率は共に現行のままとする。 次の事項は今後の検討課題とする。 ・対象経費の考え方 ・柔軟な対応のあり方	1 組織基盤や事業実施体制の強化につながる経費については、事業への助成という説明の中で認められる経費があれば、検討したいと考えています。団体からの意見では、人件費をもう少し認めて欲しいという声がありました。現在、人件費は事業費の20%を上限としています。イベントではなく相談事業を実施する場合、人件費が主な経費となりますので、現状の算出方法では、人件費の上限も低くなってしまう傾向があります。こうした要望を踏まえ、事業終了後の精算に支障が無い中で検討したいと思います。 予算書の簡略化は、後日、制度全体の方向性を踏まえ、他の申請書類と併せて事務局の検討案をお示しします。 2 ご指摘のとおり、今後、コロナ対策についてどの時点でどのように転換するのが適切なのかという問題がありますが、現状では、同じく地域コミュニティ課及び特別出張所で実施している「地域コミュニティ事業助成」でもコロナ対策費を助成率10/10で実施しています。区としては少なくとも令和4年度も引き続き、積極的な感染症対策を進めていただきたいとの思いから、10/10のままとしたいと思います。
5	助成の制限	1 「活動助成」と「団体育成」を分けて考えた場合、それぞれの目的に照らしてこの両者を重複して受給する団体があっても構わないと考えるため、各制度に基づく重複受給を妨げない、とする規定を設けても良いのではない か。 2 団体から意見がなければ、現行どおりで問題ないのではない か。 (制度の区分化と重複受給の取り扱い1)	現行制度のまま変更なし。	1 区の助成金では、重複して受給できるとした制度は、現在のところございません。理由として、助成を受給する団体に偏りが生じたりすることがないようにとの公平性の面や、事業の予算規模が受給できる助成金により変動する収支予算を団体が計画しづらいことが挙げられます。また、都や国などの助成金を受け取っている場合でも、区の助成金額から差し引くこととしていま す。今回は、助成制度の切り分けを行わない方向で事務局としては考えており、重複受給についても現行どおり認めないことと します。 2 実施団体からは、継続事業としての判定が厳格過ぎるとの意見がありました。判定は基本的に事務局が行っています。事業により差異があるため、明確な基準を設けられていないのですが、基本的には、事業実施手法が変わらず、対象のみを拡大したような事業を継続事業とみなし、なるべく継続事業とならないような判断をしております。
6	評価方法	「団体育成」の評価選考プロセスについては、より慎重性が求められると考える。昨今では設立が容易なNPOが国際的なマネーロンダリングに悪用されていることもあり得るとの指摘(※)も踏まえ、二次評価においては別途R&W(表明保証)条項を設けるなど、団体の法人格に対する審査を加重すべき。 「活動助成」については、現行の評価方法で良い。 ※FATF(金融活動作業部会)による対日審査結果・勧告等に基づく。 (申請団体の法人格審査の強化)	現行制度のまま変更なし。	対象となる団体は、法人格を持たない任意団体も含みます。法人格を有する団体のみ、選定に係る評価資料や評価項目を追加しますと、任意団体と同じ基準での評価がしづらくなります。これまで、継続で申請のあった事業は、実績に関する評価項目が追加されますが、こちらは減点方式となっています。一つの制度で運用する場合、基本的にどの事業も同じ評価基準であることが望ましいと考えますので、法人格についての評価の追加は見送りたいと思います。
7	助成事業の公開	コロナ禍でのオンライン普及に伴い、公開プレゼンや成果報告会等はオンライン開催とすることも一案、また他の講演・研修・イベント等と同時開催するなどして、区民や他のNPO等の参加を促す仕組みも必要ではないか。 (Withコロナを前提とした公開方法)	実施可能な手法について、関係部署と調整の上、研究、検討いたします。	来年度以降のオンライン会議については、区の環境がさらに整備されるのか、公開性の担保について全庁的に調整が図られるのか、といった点が現時点で不明です。そうした状況を注視しながら、区民や他のNPO等の参加を促す仕組みも併せて、実施可能な手法を検討したいと思います。
8	その他	○ 申請書類について(意見対象外項目) 申請事業の①最終目標(ゴール)②目的(なぜ事業を行いたいのか)が簡潔に記載できるよう工夫が必要と考える。理由は、採択条件としても団体にとっても重要なことであるにもかかわらず、現行のフォーマットでは文章を読み込まないとわかり辛いため。 (申請書類(様式)の改善) ○ 提案者の要件として(個人は含まない)とあるが、民間提案制度の目的・対象事業に合致し、かつ「区民サービスの向上」や「効果的・効率的な行政サービスの提供」等につながる事業案が個人レベルでなされた場合、提案をいかにする方策は必要なのではないか。民間提案制度の趣旨を尊重すれば、事業課への紹介、事業提案分野で実施可能なNPO等への紹介や、新宿NPO協働推進センターへ引き継ぐなど。 (個人からの事業提案への対応)		○申請書類について 後日、制度の内容を踏まえた申請書類のレイアウト等をご提示する予定です。ご意見を踏まえて、レイアウトの検討をさせていただきます。 ○個人の事業提案等について 現在でも、個人の方からのご相談を窓口や電話で受け付けております。 助成金への応募となりますと、現実的に事業を実施できる体制が整えられるかといった点で、団体であることを要件としていますが、相談内容に応じ新宿NPO協働推進センターへつないだり、区が把握しているNPO団体を紹介するなど、ご相談の方のご意向を踏まえた対応を行っております。 これまでにあった個人の方からのご相談は、高齢者のために何かしたい、誰かの役に立ちたいといった抽象的なことが多い印象です。今後も引き続き、必要に応じた対応をしてまいります。